

平成25年(厚)第920号

平成26年4月28日

主文

厚生労働大臣が、平成○年○月○日付で再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした、後記第2の2記載の原処分を取消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

主文と同旨。

第2 再審査請求の経過

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金及び老齢基礎年金(以下、併せて「老齢給付」という。)の受給権者(以下「受給権者」という。)であったA(以下「亡A」という。)は、平成○年○月○日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻B(以下「B」という。)があった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢給付に係る未支給の保険給付・年金(以下「未支給給付」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「受給権者の死亡当時、受給権者と法律上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないため」という理由で、未支給給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 問題点

1 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付又は年金給付で、まだその者に支給しなかったものがあるときは、その配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で未支給給付の支給を

請求できるとされている(厚年法第37条第1項、国民年金法第19条第1項)。

2 上記の配偶者には、婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者(以下「事実婚関係にある者」という。)を含むとされ(厚年法第3条第2項)、受給権者に、戸籍上届出のある妻のほかには内縁関係にある者がいる場合(以下、このような関係を「重婚の内縁関係」という。)については、婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であるから、内縁関係にある者と受給権者が生計同一であるばかりでなく、受給権者と戸籍上の届出のある妻との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者とし、未支給給付を受給することができる配偶者に当たるものとされている(「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。)

3 本件の問題点は、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の妻であるBとの婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるか、否かということであり、これが肯定的に認められた場合に初めて、請求人と亡Aが、生計維持関係にあったかどうかという点が問題点となる。

第4 当審査会の判断

1 一件記録によれば、次の各事実が認められる。

(1) 亡Aは、昭和○年○月○日出生し、昭和○年○月○日、Bとの婚姻の届出をし、その後長男C(以下「C」という。)をもうけた。

(2) 亡Aは、平成○年○月○日、○○区○○○-○○-○a病院で、○○癌により死亡した。

(3) 亡Aは、平成○年○月○日付で、○○市○区○○○○-○-○○○から○○区○○○-○○-○-○○○に転

また、平成〇年には、脳梗塞を患

いました（救急車で運ばれ、両手両足が麻痺して動かすことも困難）が、その時にも献身的に介護をしてくれたのは、請求人でした。

さらに、今回の入院でも、介護してくれているのは請求人です。

私には妻および子がありますが、ここ〇年間生活を共にしていませんし、身の回りの世話をしてもらった訳でもありません。

今回、委任契約及び任意後見契約を請求人と締結しましたが、今後も請求人と共に人生を歩んでいきたいと考えております。

まさに本当の妻のように公私共に歩んできた請求人に、私亡き後、遺族年金の受給をさせて頂きたくお願い申し上げます。

- (11) 亡Aが平成〇年〇月〇日、機構宛てに作成し、同日付で〇〇法務局所属公証人が宣誓認証を付与した私署証書である上申書の要旨を一部摘記すると、以下のとおりである。

私は昭和〇年頃に請求人と知り合い、法律上の妻とは別居して、昭和〇年〇月〇日から〇〇区〇〇〇-〇-〇〇所在のマンション〇階で請求人と一緒に暮らすようになりました。その後平成〇年〇月〇日から上記請求人の現住所である〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号にあるb号室に引っ越し、既に32年にわたって事実上の夫婦として生活を送ってきました（なお住民票上の住所は本年〇月〇日に現住所に移転）。

二人の生活は、私が経営するe社から支出する私の役員報酬（最近は会社の経営が思わしくなく少額です）と請求人の給与、私が受給している厚生年金を併せた生活費で賄っています。一緒に暮らすようになってから請求人は、私が糖尿病を発症して以降は食事管理などに目を配り、また平成〇年に私が脳梗塞を患った際には両手・両足が不自由になった私のために献身的な介護をしてくれたことは前回の上申書

に記載したとおりです。また平成〇年の入院の時、あるいは現在入院中のa病院に入院する時に、必要な保証人になるのは請求人になってもらっています。

私と請求人が事実上一緒に暮らしていたことは、マンションの近所の方、長年会社の経理を担当してくれたF税理士（略）、二人でよく行く飲食店の方などには周知の事実です。またマンションの暮らしぶりを見ていただければ、一緒に生活していたことは歴然とわかっていただけることと思います。

このような次第ですので、私にもしものことがあれば、私の厚生年金の遺族年金に関しては、内縁の妻である請求人が受給できるように何とぞお願い申し上げます。

- (12) 審査請求代理人（以下「代理人」という。）が、平成〇年〇月〇日付で、審査官に対して提出した「審査請求の理由（補充）」によれば、亡Aは息子の結婚式にも出席しないなど接触を断ってきたこと、亡Aを最後まで看病したのは請求人である旨記載されている。

- (13) Bに係る受給権者原簿記録回答票（現存・基礎）によれば、Bが受給している老齢基礎年金には加給金（注：振替加算額。国民年金法等の一部を改正するための法律（昭和60年法律第34号）附則第14条）が加算されており、Bは、65歳到達時（平成〇年〇月〇日）において、亡Aの老齢厚生年金の加給年金対象者であったことが認められる。

- (14) 請求人の平成〇年分の合計所得金額は、〇〇〇万円である。

2 前記第3の1の認定基準では、「届出による婚姻関係がその実体をまったく失ったものとなっているとき」とは、①当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき、② 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合

であって、その状態が長期間（おおむね10年程度以上）継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき、のいずれかに該当する場合であるとし、また、前記の「夫婦としての共同生活の状態にない」というためには、以下のアないしウの要件を全て満たすこととしているところ、当審査会としてもこれを相当と解する。

ア 当事者が住居を異にすること

イ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと

ウ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

3 以上の認定事実に基づき、本件の問題を検討し、判断する。

(1) 亡AとBとの婚姻関係の形骸化について

亡Aと戸籍上の妻であるBは、昭和○年頃から、亡Aが単身赴任（亡Aは、○○区○○○-○○-○でe社（以下「会社」という。）を経営していた。）するとして別居していたが、亡Aは、同○年請求人と知り合い、請求人を会社の社員に招じ入れ、同○年○月○日から、○○区○○○-○-○のマンション○階で請求人と同居を開始した。その後、平成○年○月○日から、同区○○○-○○-○○b号室に転居したが、亡Aは死亡するまで請求人と同居し、戸籍上の妻であるBとの別居は、約○年間に及んだ。

亡AからBへの経済的な援助については、Bは別居中も、亡A名義の預金通帳を持ち、その口座へ最初のころは生活費が振り込まれ、後には、亡Aの年金が振り込まれたため、Bは、それを生活費として使ってきたが、上記1の(7)で認定したとおり、当該通帳は平成○年○月○日に亡Aに返却され、その後、亡AからBへの経済的援助は全くない。

亡Aは、最初の5年ほどは、毎土日にBの元に帰宅していたが、平成○年

以降は、月に2ないし3回電話をするだけとなり、Bが亡Aのもとを訪問していたという資料も見当たらない。

亡Aは、息子Cの結婚式にも出席しないなど家族との接触を断ち、昭和○年ころ、亡Aが糖尿病にかかったとき、及び平成○年に脳梗塞を患ったとき、看病・介護したのは請求人であった。

これらを総合して見るに、本件は「悪意の遺棄」とまでは言い難いところもあるが、亡AがBと別居し、請求人と同居していた期間は30年を超え、その間の亡AとBの積極的な交流も窺えず、夫婦としての共同生活が行われていない状態があまりに長期間固定しており、将来の修復を予測することは困難であるから、亡AとBとの婚姻関係はすでに実体を失って形骸化していたと認めるのが相当である。

(2) 亡Aと請求人との生計維持関係について

亡Aの死亡当時、請求人が同人と生計を同じくしていたこと、及び請求人の年収が850万円未満であったことは、前記1の事実から明らかである。

(3) そうすると、請求人は、亡Aの死亡当時同人と婚姻関係と同様の事情にあった者であり、かつ、同人によって生計を維持していたものであるから、同人の死亡による未支給給付の受給権を有することになる。よって、請求人に対し未支給給付を支給しないとした原処分は妥当でなく、これを取り消すべきである。

よって、主文のとおり裁決する。